

議案第 56 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町有施設の不備により発生した自動車のオイルパン損壊に係る損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解及び損害賠償の相手方

中国電力株式会社 鳥取営業所

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 30,532 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発生年月日

平成 28 年 5 月 18 日

(2) 事故の発生場所

三朝高原展望台進入路付近（東伯郡三朝町大字砂原）

(3) 事故の状況

相手方所有の自動車が、三朝高原展望台進入路付近を通行中、施設内のグレーチングに乗りかかったところ、グレーチングが反っていたため、グレーチングの反対側が相手方の自動車の下部トランスミッションオイルパンに当たり、オイルパンが損壊したものである。